

資料3

京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 規約（改定案）（令和5年1月26日時点）

（名称）

第1条 本協議会は「京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域（以下、「京築・行橋・田川圏域」という。）において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 京築・行橋・田川圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。
- (2) 沼澤ができるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。

（幹事会の構成）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。

2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関する必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和3年5月26日から施行する。

令和4年2月9日改定

令和〇年〇月〇日改定

別表1

京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 主な対象水系

佐井川水系

岩岳川水系

中川水系

角田川水系

上河内川水系

城井川水系

音無川水系

祓川水系

江尻川水系

今川水系

長崎川水系

別表2

京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 名簿

行橋市長
豊前市長
添田町長
赤村長
苅田町長
みやこ町長
吉富町長
上毛町長
築上町長

気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課長
林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局長

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長
総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長
農林水産部 農山漁村振興課長
農林水産部 林業振興課長
県土整備部 道路維持課長
県土整備部 河川管理課長
県土整備部 河川整備課長
県土整備部 港湾課長
県土整備部 砂防課長
建築都市部 都市計画課長
建築都市部 建築指導課長
建築都市部 公園街路課長
建築都市部 下水道課長
建築都市部 住宅計画課長
教育庁 教育総務部 施設課長
飯塚農林事務所長
行橋農林事務所長
京築県土整備事務所長
田川県土整備事務所長

別表3

京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 幹事会 名簿

行橋市 土木課長、下水道課長、農林水産課長、総務課防災危機管理室長
豊前市 建設課長、上下水道課長、総務課長、農林水産課長
添田町 道路整備課長
赤村 産業建設課長
苅田町 **建設課長、農政課長、総務課危機管理室長**
みやこ町 都市整備課長、総務課長、農林業振興課長、上下水道課長
吉富町 未来まちづくり課長
上毛町 総務課長
築上町 建設課長、総務課長、産業課長、上下水道課長、都市政策課長、
まちづくり振興課長

気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課 大規模氾濫対策気象官
林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署 **森林土木指導官**
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局 水源林業務課長

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐
総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐
農林水産部 農山漁村振興課 課長技術補佐
農林水産部 農村森林整備課 課長技術補佐
農林水産部 林業振興課 課長技術補佐
県土整備部 道路維持課 課長技術補佐
県土整備部 河川管理課 課長技術補佐
県土整備部 河川整備課 課長技術補佐
県土整備部 港湾課 課長技術補佐
県土整備部 砂防課 課長技術補佐
建築都市部 都市計画課 課長技術補佐
建築都市部 建築指導課 課長技術補佐
建築都市部 公園街路課 課長技術補佐
建築都市部 下水道課 課長技術補佐
建築都市部 住宅計画課 課長技術補佐
教育庁 教育総務部 施設課 課長技術補佐
飯塚農林事務所 農村整備第一課長
行橋農林事務所 農村整備第一課長

京築県土整備事務所 河川砂防課長
京築県土整備事務所行橋支所 工務課長
田川県土整備事務所 河川砂防課長

新旧対照表

(1/6)

改 正 案	現 行
京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 規約	京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 規約
(名称) 第1条 本協議会は「京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。	(名称) 第1条 本協議会は「京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。
(目的) 第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下、「京築・行橋・田川圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。	(目的) 第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下、「京築・行橋・田川圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。
(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。	(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。
(協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 (1) 京築・行橋・田川圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。 (2) 汚濁をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。	(協議会の実施事項) 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 (ア) 京築・行橋・田川圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。 (イ) 汚濁をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 (ウ) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 (エ) その他、「流域治水」に関して必要な事項。
(幹事会の構成) 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。	(幹事会の構成) 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

改 正 案	現 行
<p>(会議の公開)</p>	<p>(会議の公開)</p>
<p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。</p>	<p>第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。</p>
<p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p>	<p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。</p>
<p>(協議会資料等の公表)</p>	<p>(協議会資料等の公表)</p>
<p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表するこ とが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p>	<p>第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表するこ とが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p>
<p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するもの とする。</p>	<p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するもの とする。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>(事務局)</p>
<p>第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。</p>	<p>第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。</p>
<p>2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。</p>	<p>2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。</p>
<p>(雑則)</p>	<p>(雑則)</p>
<p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議 会で定めるものとする。</p>	<p>第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議 会で定めるものとする。</p>
<p>(附則)</p>	<p>(附則)</p>
<p>第10条 本規約は、令和3年5月26日から施行する。</p>	<p>第10条 本規約は、令和3年5月26日から施行する。</p>
<p>令和4年2月9日改定</p>	<p>令和4年2月9日改定</p>
<p><u>令和〇年〇月〇日改定</u></p>	

改正案	現行
<p>京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 主な対象水系</p> <p>佐井川水系 岩岳川水系 中川水系 角田川水系 上河内川水系 城井川水系 音無川水系 祓川水系 江尻川水系 今川水系 長嶺川水系</p>	<p>別表1</p> <p>京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 主な対象水系</p> <p>佐井川水系 岩岳川水系 中川水系 角田川水系 上河内川水系 城井川水系 音無川水系 祓川水系 江尻川水系 今川水系 長嶺川水系</p> <p>別表1</p>

改正案	現行
別表2 京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 名簿	別表2 京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 名簿

改 正 案		現 行	
		別表3	別表3
	京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 幹事会 名簿		京築・行橋・田川圏域 流域治水協議会 幹事会 名簿
行橋市	土木課長、下水道課長、農林水産課長、総務課防災危機管理室長	行橋市	土木課長、下水道課長、農林水産課長、総務課防災危機管理室長
豊前市	建設課長、 <u>上下水道課長、総務課長、農林水産課長</u>	豊前市	建設課長、 <u>上下水道課長、総務課長、農林水産課長</u>
添田町	道路整備課長	添田町	道路整備課長
赤村	産業建設課長	赤村	産業建設課長
苅田町	建設課長、農政課長、総務課危機管理室長	苅田町	施設建設課長、農政課長、防災・地域振興課長
みやこ町	都市整備課長、総務課長、農林業振興課長、上下水道課長	みやこ町	都市整備課長、総務課長、農林業振興課長、上下水道課長
吉富町	未来まちづくり課長	吉富町	未来まちづくり課長
上毛町	総務課長	上毛町	総務課長
築上町	建設課長、総務課長、産業課長、上下水道課長、都市政策課長、まちづくり振興課長	築上町	建設課長、総務課長、産業課長、上下水道課長、都市政策課長、まちづくり振興課長
気象庁	福岡管区気象台 気象防災部 予報課 大規模氾濫対策気象官	気象庁	福岡管区気象台 気象防災部 予報課 大規模氾濫対策気象官
林野庁	九州森林管理局 福岡森林管理署 森林土木指導官	林野庁	九州森林管理局 福岡森林管理署 次長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局 水源林業務課長		国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局 水源林業務課長	
福岡県	総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐	福岡県	総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐
	総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐		総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐
農林水産部	農山漁村振興課 課長技術補佐	農林水産部	農山漁村振興課 課長技術補佐
農林水産部	農村森林整備課 課長技術補佐	農林水産部	農村森林整備課 課長技術補佐
農林水産部	林業振興課 課長技術補佐	農林水産部	林業振興課 課長技術補佐
県土整備部	道路維持課 課長技術補佐	県土整備部	道路維持課 課長技術補佐
県土整備部	河川管理課 課長技術補佐	県土整備部	河川管理課 課長技術補佐
県土整備部	河川整備課 課長技術補佐	県土整備部	河川整備課 課長技術補佐
県土整備部	港湾課 課長技術補佐	県土整備部	港湾課 課長技術補佐
県土整備部	砂防課 課長技術補佐	県土整備部	砂防課 課長技術補佐
建築都市部	都市計画課 課長技術補佐	建築都市部	都市計画課 課長技術補佐
建築都市部	建築指導課 課長技術補佐	建築都市部	建築指導課 課長技術補佐
建築都市部	公園街路課 課長技術補佐	建築都市部	公園街路課 課長技術補佐
建築都市部	下水道課 課長技術補佐	建築都市部	下水道課 課長技術補佐
建築都市部	住宅計画課 課長技術補佐	建築都市部	住宅計画課 課長技術補佐
教育庁	教育総務部 施設課 課長技術補佐	教育庁	教育総務部 施設課 課長技術補佐
飯塚農林事務所	農村整備第一課長	飯塚農林事務所	農村整備第一課長
行橋農林事務所	農村整備第一課長	行橋農林事務所	農村整備第一課長

改正案	現行
<p>京築国土整備事務所 河川砂防課長 京築国土整備事務所行橋支所 工務課長 田川県土整備事務所 河川砂防課長</p>	<p>京築国土整備事務所 河川砂防課長 京築国土整備事務所 地域整備主幹 京築国土整備事務所行橋支所 工務課長 田川県土整備事務所 河川砂防課長</p>